

宿泊療養または自宅療養をした場合（みなし入院）

（2022年9月26日～2023年5月7日の間に診断された方）

2022年9月26日～2023年5月7日の間に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の（1）～（4）のいずれかに該当する重症化リスクの高い方に限り、医療機関の事情等で医師または保健所の指示のもと、宿泊療養または自宅療養した場合は、陽性判明日から療養最終日まで入院給付金（がん以外）をお支払いします。

※診断日は「検査結果判明日」とします。

検査を実施しない「みなし陽性」の場合には、医師の診断日となります。

- （1） 65歳以上の方
- （2） 入院を要する方
- （3） 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新たに酸素投与が必要な方
- （4） 妊娠されている方

給付金請求書類

給付金請求書

けんこう共済

けんこう共済アシスト

（※加入者向けサイト内「各種共済書類ダウンロードサイト」に掲載されています）

診療状況申告書（新型コロナウイルス感染症用）

けんこう共済

けんこう共済アシスト

（※加入者向けサイト内「各種共済書類ダウンロードサイト」に掲載されています）

新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類 [A]～[C]のいずれか

2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方に該当することが確認できる書類 [D]



- ・保健所等から発行される書類の種類や申請方法や発行時期等については、療養指示を受けた先に確認いただくか、お住まいの自治体のホームページ等をご確認ください。
- ・ご提出いただいた書類に必要な情報が確認できない場合には、追加書類のご提出等、別途ご対応をお願いする場合がございます。

〔A〕～〔C〕新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる書類の例

〔A〕 My-HER-SYS の療養証明書画面（コピー）

見本 ▶

(表示日時: 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX
生年月日 : yyyy年mm月dd日
HER-SYS ID :
傷病名 : 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症
診断年月日 : yyyy年mm月dd日
担当保健所 : 保健所

(注) 療養期間中は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」もご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryoujoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します
My HER-SYS

〔B〕 (A) が発行または提出できない場合

お手元に「保健所・自治体より発行される書類や医療機関より発行される書類（コピー）」がある場合には、以下の書類をご提出ください。

〔書類の例〕 就業制限通知書、就業制限解除通知書、宿泊・自宅療養証明書 など
なお、神奈川県および兵庫県で自主療養制度を利用している場合には、「療養証明書」にて対応可能です。※「自主療養届」はご利用できません。

〔C〕 上記 (A) または (B) が提出できない場合

以下の代替書類（コピー）をご提出ください。

〔新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる代替書類の例〕

- 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類
- 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- 自治体が設置している健康フォローアップセンター、陽性者登録センター等の受付結果（SMS・LINE等）
- 保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点などが記載）
- PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）
自主検査（検査キット）のみは対象外となります。

〔D〕 2022年9月26日以降の重症化リスクの高い方に該当することが確認できる書類の例

以下の書類をご提出ください。

(1) 65歳以上の方	原則、上記(A)の書類以外は不要ですが、年齢を確認するために書類の提出をお願いする可能性もございます。
64歳以下の方かつ 上記(2)～(4)のいずれかに該当する方	<p>(2) 入院を要する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院を要することが分かる書類（コピー） <p>(3) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬※の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与が必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から受領した診療明細書、薬局から受領した薬の説明書等の治療薬投与もしくは酸素投与されたことが分かる書類（コピー） <p>(4) 妊娠されている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳など、妊娠されていることが分かる書類（コピー）

※厚生労働省が定める新型コロナウイルス感染症の治療薬とは以下をいいます。（2022年9月26日現在）

「ロナプリーブ」 「ステロイド薬」 「ゼビュディ」 「トシリズマブ」 「パキロビッド」
「バリシチニブ」 「ラゲプリオ」 「ベクルリー」